



県 章

# 滋賀県公報

平成 20 年 (2008 年)  
12 月 8 日  
第 3027 号  
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

告 示	
道路区域の変更 (道路課) .....	1049
道路の供用開始 (道路課) .....	1050
公 告	
特定非営利活動法人定款変更認証申請公告 (県民活動課) .....	1050
大津湖西台土地区画整理事業環境影響評価 (再実施) 実施計画書に対する知事の意見の公告 (琵琶湖再生課) .....	1051
平成 21 年度滋賀県窯業技術者養成研修実施公告 (新産業振興課) .....	1053
特定漁港漁場整備事業計画の変更の縦覧公告 (水産課) .....	1054
都市計画変更案縦覧公告 (都市計画課) .....	1054
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課) .....	1055
振 興 局 等 告 示	
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (湖北) .....	1055
振 興 局 等 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (南部) .....	1056

## 告 示

### 滋賀県告示第 594 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 20 年 12 月 8 日から平成 20 年 12 月 22 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延 長	備 考
県道	八日市蒲生線	東近江市大森町字宝来 1415 番地先から	変更後	最小 22.2 m 最大 39.2 m	15.0 m	道路改良工事 (歩道設置) の完成に伴う道路区域の変更
		東近江市大森町字宝来 1415 番地先まで	変更前	最小 12.6 m 最大 28.6 m		

高木八日市線	東近江市大森町字神祥 980 番地先から	変更後	最小 11.6 m と 最大 36.5 m	149.0 m	道路改良工事 (歩道設置)の 完成に伴う道路 区域の変更 (重用) 八日市蒲生線 L = 15.4 m
	東近江市大森町字神祥 1012 番 1 地先まで	変更前	最小 7.2 m と 最大 25.0 m	149.0 m	

滋賀県告示 第 595 号

道路法 (昭和 27 年法律 第 180 号) 第 18 条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成 20 年 12 月 8 日から平成 20 年 12 月 22 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道八日市蒲生線	東近江市大森町字宝来 1415 番地先から 東近江市大森町字宝来 1415 番地先まで	平成 20.12. 8	L = 15.0 m
県道高木八日市線	東近江市大森町字神祥 980 番地先から 東近江市大森町字神祥 1012 番 1 地先まで	平成 20.12. 8	L = 149.0 m

公 告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律 第 7 号) 第 25 条 第 4 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条 第 3 項の認証の申請があったので、同条 第 5 項において準用する同法 第 10 条 第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 申請のあった年月日 平成 20 年 11 月 27 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 秀明自然農法ネットワーク

特定非営利活動法人の代表者の氏名 中村 三善

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 甲賀市信楽町田代 316 番地

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、岡田茂吉師の提唱する自然農法活動を広く世の中に発信し、現代農業による環境破壊を食い止め、再生可能な農業の普及拡大に努める。また、消費者、生産者及び流通関係者など全ての人々の自然環境保全に寄与した食への意識を高める。また、自然農法の啓発活動を行い、再生可能な農業等の多様な実践活動を支援することで、農作物の健全化を図る。そして、次世代の子ども達が農業体験を通して自然に親しみ情操を高める。更に、食と農の分野で同じ志を持つ団体、個人との世界的なネットワークを構築し、その活動を支援する。

以上のような活動を通して、万物が共生できる豊かな自然環境を構築し、全ての生活環境の健全化に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民活動課 大津市京町四丁目 1 - 1

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 20 年 11 月 27 日から平成 21 年 1 月 27 日までの縦覧場所における執務時間内

-----  
大津湖西台土地区画整理事業環境影響評価 (再実施) 実施計画書に対する知事の意見の公告

株式会社大林組取締役社長白石達より送付のあった大津湖西台土地区画整理事業環境影響評価 (再実施) 実施計画書について、滋賀県環境影響評価条例 (平成 10 年 滋賀県条例 第 40 号) 第 9 条 第 1 項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を平成 20 年 12 月 1 日に述べたので、同条 第 6 項の規定により公告する。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

本事業に係る環境影響評価実施計画書についての環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

(全般的事項)

1 事業予定区域南東端の近隣公園が予定されている部分は、大津市堅田不燃物処分場跡地等である。埋立処分場等の跡地利用は、あまり前例のないケースであり、十分な調査および予測が必要である。このため、跡地付近からの浸出水、沢水・湧水、地下水の水質、土壌 (発生ガスおよび地盤) および廃棄物の観点から、その影響の予測評価に必要な現況調査を実施し、適切な対策ならびに工事中および供用後の事後調査計画を検討し、準備書に記載すること。

(事業計画)

2 準備書には、事業予定区域の工事前の等高線図および切土高・盛土高の等高線図を添付すること。特に大津市堅田不燃物処分場跡地付近については、別途拡大した等高線図を添付すること。

(対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域)

3 事業予定区域は、全域が真野川水系に属することから、真野川に与える影響を勘案し、関連する環境要素 (水象、水質・底質、動植物および生態系) については、真野川の下流域も調査地域として加え、これらの調査を実施すること。

(大気質および騒音)

4 旧評価書の公告以降に、事業予定区域東側の湖西道路の無料化に伴い、交通量が大幅に増加している。このため、大気質および騒音については、供用後に湖西道路から居住者が受ける影響を把握するため必要な現況調査を実施し、その影響を予測評価すること。

また、湖西道路、事業予定区域周辺の道路および現在整備中の道路 (事業予定区域内を含む。) の自動車交通量を調査 (予測) し、団地およびその周辺の居住者への騒音に係る影響について、状況の変化を考慮して予測評価すること。

(大気質および温室効果ガス)

5 供用後は、公共交通機関を積極的に利用する方策をまちづくり計画において検討し、準備書に記載すること。また、これらの方策を勘案した上で、大気質および温室効果ガスについて予測すること。

(水象)

6 事業予定区域からの雨水排水を流量調整する調整池の機能については、現況の真野川の流量等を勘案し、降雨時に事業予定区域から推定される雨水排水を加えても、真野川の現状 (工事前の状況) の流下能力を十分下回るよう、その容量および構造については十分検討し、予測評価すること。

(地下水)

7 地下水の調査範囲については、3 地域のみでなく、周辺地域を追加すること。

また、事業予定区域内の土地の造成 (切土盛土) による地下水の流向や水脈の変化を可能な限り予測評価し、その結果を準備書に記載すること。

(水質)

8 旧評価書において、工事中の降雨時における流量低減後は、濁水 (濁度) の長期化によって下流域の水質の悪化を招くと予測していることから、近隣での造成工事におけるデータ等も考慮し、降雨時およびその前後の濁水 (濁度) の状況を調査し、水質面で発生しうる高濃度の状態について予測評価するとともに、環境保全対策および事後調査計画について、準備書に記載すること。

(地盤)

9 事業予定地内に急傾斜崩壊危険箇所があり、また予定地北西に地すべり危険箇所があることから、事業実施による影響を予測評価して準備書に記載すること。

また、事業予定区域は琵琶湖西岸断層帯に近接しており、地震対策の観点から地盤の安定性については、十分予測評価すること。

(動物)

10 事業予定区域およびその周辺は、多様な鳥類、哺乳類、両生類、昆虫類および水生生物が生息すると考えられることから、必要な現況調査を実施し、予測評価すること。また、対象とする生物によっては確認できる季節や時期に特殊性があるため、調査時期には注意すること。特に、旧評価書等の調査内容等から、同地域では希少な猛禽類(オオタカ等)の繁殖活動や採餌行動が予想されることから、必要な調査を実施し、予測評価すること。

11 普通種と考えられても可能な限り種の同定を行うこと。なお、ムササビについては、生息情報がないか周辺での聞き取り調査を含めて確認すること。

また、事業予定区域内および近傍で確認されているカスミサンショウウオ等小型の両生類および爬虫類については、代替地の確保等環境保全対策について検討し、準備書に記載すること。

(植物)

12 植生調査については、巨木の調査を行うとともに、同地域の植生の特徴について把握し、予測評価すること。

13 造成計画において、残置森林および緑地の形成および維持管理の観点から、適切な造成(切土・盛土等)となっているか検討し、その概要を準備書に記載すること。

(生態系)

14 事業予定区域は、事業者の取得以前は里地里山の景観を有した谷戸地であり、林相および湿地環境を適切に管理することで、多様な動植物の生息適地に回復することが期待できる土地(潜在的適地)と考えられる。したがって、開発により消滅する生態系についてもこの土地が潜在的適地である点に十分配慮した上で予測評価するとともに、残置森林を含めた緑地および調整池・代替地等の配置や供用後の管理方法についても配慮すること。

(動物および植物)

15 滋賀県レッドデータブック 2005 年版において、堅田丘陵の両性・爬虫類群集および堅田丘陵のため池の水生昆虫群集を保全すべき群集・群落・個体群として指定している。動物、植物、水生生物および生態系の調査については、事業予定区域およびその周辺地域がこの堅田丘陵の一部であることを明記し、レッドデータブックの記述に十分配慮した上で調査および予測評価すること。

(景観)

16 緑地の形成については、景観の観点から、事業予定区域内の本来の植生を反映した樹種の採用を行うとともに、残置森林他の緑地および湿地環境等を増やし、緑地協定を促すことなどに十分配慮し、その配慮事項を準備書に記載すること。

特に、事業予定区域北側からの景観は大きく変化するため、その変化の程度を小さくするような工夫を検討すること。

また、周辺には「仰木の棚田」として知られる地域もあることから、評価する棚田地域および視点場を決定し、視点場からの景観の変化を評価し、景観の変化を最小限にするような配慮をすること。

(温室効果ガス)

17 温室効果ガスについては、単に事業前後の温室効果ガスの排出量を算定するのみでなく、環境保全措置(5の意見により検討する措置も含む。)について検討の上、それにより低減できる温室効果ガスの排出量を予測評価すること。

(文化財)

18 旧評価書の調査結果から、事業予定区域内に既知の埋蔵文化財(中谷遺跡)があり、祠等も確認されている。また、事業予定区域に接して東側および南側にも複数の埋蔵文化財があるため、既存調査の結果は尊重しつつも、工事中に新たに文化財が見つかった場合は、工事を中止し、適切な調査および対策をとること。また、その旨を準備書に記載すること。

(その他)

19 次の点についても準備書に反映し、留意すること。

(1) 対象事業の目的については、近隣府県の同種事業も考慮し、住宅需要の現況や同地域の利便性を考慮した上で、当該対象事業の目的を明らかにし、準備書に記載すること。

(2) バックグラウンドデータについては、びわこサイエンスパークの造成工事や湖西道路の無料化等、旧評価書と状況が異なる点を十分考慮した上で予測評価し、その結果を準備書において記載すること。

(3) 旧評価書の調査結果の再掲載を基本に選定する環境要素については、事業計画の変更により環境影響が少ない理由を定性的、定量的に準備書に記載すること。特に、湖西道路の無料化に伴いバックグラウンドデータが変化

している環境要素については、留意すること。

- (4) 実施計画書 116 頁の表 8.1.2 のうち、旧評価書の再掲載を基本とする項目「 」については、再調査および再評価の必要性によって、細分化し見直すこと。
- (5) 今回再調査を実施する環境要素 (動物、植物および生態系) については、旧評価書の調査結果との相違点を比較し、評価すること。
- (6) 事業予定区域は、事業者による土地取得後、水田等を有し人の管理する里山から発達した山林および水田から放棄水田に変化したと考えられる。既存資料等で土地取得前の事業予定区域の植物および生態系の状況が判る資料があれば、その概要を準備書に記載すること。
- (7) 事業予定区域周辺には森林等野生生物群の生息地が存在するが、事業予定区域の野生生物対策は、これら個体群の排除ではなく、共存の観点から十分配慮すること。
- (8) 事業予定区域およびその周辺地域の動植物は、工事の実施 (重機の稼働および工事用車両の走行) により影響を受けるため、実施計画書 116 頁の表に所要の修正を加えるとともに、必要な調査を実施すること。
- (9) 大津市堅田不燃物処分場跡地等の利用にあつては、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」を踏まえて適切に対応すること。
- (10) 既知の中谷遺跡については、その活用 (景観資源等としての活用も含む。) とともに、説明板等で遺跡の位置および概要を表示する等、居住者への周知に配慮すること。
- (11) 地域の文化を取り込んだり、文化財の保護等または資源回収ステーションの設置等、従来の住宅開発とは違う提言型の開発に努めること。
- (12) 準備書においては、実施計画書での意見の検証が可能になるよう記載に配慮すること。また、使用した資料については、出典を明確にすること。
- (13) 住民が閲覧することを前提としたわかりやすい表現を用い、わかりにくい専門用語などには注釈を加えること。
- (14) 土地利用計画図は、閲覧者に誤解を招かないよう色つかに配慮すること。

#### 平成 21 年度滋賀県窯業技術者養成研修実施公告

平成 21 年度滋賀県窯業技術者養成研修を次のとおり行います。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 養成科目 大物ロクロ成形科、小物ロクロ成形科、素地釉薬科およびデザイン科
- 2 募集人員 各科とも若干名
- 3 研修場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場
- 4 研修期間 各科とも、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。
- 5 出願資格 県内在住者または県内において窯業に従事している者もしくは従事しようとする者
- 6 受講料 無料 (材料費等一部実費徴収)
- 7 選考方法
  - (1) 職業適性検査
  - (2) 面接試験
  - (3) 作文
- 8 選考日時および場所
  - (1) 選考日時 平成 21 年 2 月 12 日 (木) 午前 9 時から
  - (2) 選考場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 甲賀市信楽町長野 498 番地
- 9 出願書類
  - (1) 願書 (滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場において交付する所定の用紙を使用すること。)
  - (2) 履歴書 (最近 6 か月以内に撮影した写真をちよう付すること。)
  - (3) 最終学校学業成績証明書
- 10 願書受付期間および受付場所
  - (1) 受付期間 平成 21 年 1 月 19 日 (月) から平成 21 年 1 月 30 日 (金) まで (土曜日および日曜日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受け付けます。  
なお、郵送の場合は、平成 21 年 2 月 2 日 (月) までに到着したものを有効とします。
  - (2) 受付場所 滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場 〒 529 - 1851 甲賀市信楽町長野 498 番地 電話 0748 - 82 - 1155

11 受験料 無料

12 研修生合格者の発表 平成 21 年 3 月上旬、本人あて郵送により通知します。

-----  
特定漁港漁場整備事業計画の変更の縦覧公告

漁港漁場整備法 (昭和 25 年 法律 第 137 号) 第 17 条 第 10 項の規定に基づき、次のとおり特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

(「次のとおり」は、省略し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更を滋賀県農政水産部水産課に備え置き一般の縦覧に供する。)

-----  
都市計画変更案縦覧公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 18 条の規定に基づき大津湖南都市計画都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 17 条 第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画道路 3・2・7 号石部朝国線  
3・3・6 号山手幹線  
3・4・7 号逢坂山三雲線  
3・4・30 号宝来坂菩提寺線  
3・4・114 号吉永下田線  
3・4・115 号菩提寺中央線

2 都市計画を変更する土地の区域 追加する部分 湖南省

3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県南部振興局甲賀県事務所建設管理部 甲賀市水口町水口 6200  
湖南省産業建設部都市計画課 湖南省中央一丁目 1

4 縦覧期間 平成 20 年 12 月 8 日から平成 20 年 12 月 22 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

-----  
都市計画変更案縦覧公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 18 条の規定に基づき大津湖南都市計画都市計画緑地を次のとおり変更しようとするので、同法 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 17 条 第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画緑地 19 号野洲川緑地  
33 号大山川緑地

2 都市計画を変更する土地の区域 追加する部分 湖南省

3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
滋賀県南部振興局甲賀県事務所建設管理部 甲賀市水口町水口 6200  
湖南省産業建設部都市計画課 湖南省中央一丁目 1

4 縦覧期間 平成 20 年 12 月 8 日から平成 20 年 12 月 22 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条の規定に基づき甲賀広域都市計画都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 都市計画の種類 甲賀都市計画道路 3・3・1 号泉名坂線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 廃止する部分 湖南市
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
 滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
 滋賀県南部振興局甲賀県事務所建設管理部 甲賀市水口町水口 6200  
 湖南市産業建設部都市計画課 湖南市中央一丁目 1

- 4 縦覧期間 平成 20 年 12 月 8 日から平成 20 年 12 月 22 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条の規定に基づき甲賀広域都市計画都市計画緑地を次のとおり変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 都市計画の種類 甲賀都市計画緑地 1 号野洲川緑地
- 2 都市計画を変更する土地の区域 廃止する部分 湖南市
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
 滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1  
 滋賀県南部振興局甲賀県事務所建設管理部 甲賀市水口町水口 6200  
 湖南市産業建設部都市計画課 湖南市中央一丁目 1

- 4 縦覧期間 平成 20 年 12 月 8 日から平成 20 年 12 月 22 日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
高島市新旭町饗庭 629 株式会社密口精工 代表取締役 密口光男	高島市新旭町旭字丸橋 1336 - 3、 1337 - 3、1338 - 3、1339 - 3、 1340 - 3、1341 - 3、1342 - 3、 1343 - 3、1344 - 3、1345 - 4	5,815.56 m <sup>2</sup>	平成 20. 12. 1	006444

振 興 局 等 告 示

滋賀県湖北地域振興局告示第 22 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定

した。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県湖北地域振興局長 北 沢 繁 和

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	指定障害福 祉サービス の 種 類	指定年月日	事業所番号
ニチケアセン ター湖北	長浜市加納町上 角田 886	株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目 9 番地	居宅介護 重度訪問介 護	平成20.12. 1	2510300284
ニチケアセン ター六荘	長浜市勝町 452	株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目 9 番地	居宅介護 重度訪問介 護	平成20.12. 1	2510300292
ニチケアセン ター木之本	伊香郡木之本町 木之本 1577 - 4	株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目 9 番地	居宅介護 重度訪問介 護	平成20.12. 1	2512100096

振 興 局 等 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条  
第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 20 年 12 月 8 日

滋賀県南部振興局長 山 田 光 二

開発許可を受けた者 の 住 所 ・ 氏 名	開 発 区 域 の 名 称	面 積	検 査 済 証	
			交 付 年 月 日	番 号
野洲市井口 644 番地 森澤勝宏	野洲市井口字堀ノ内 658 番 1	498.99 m <sup>2</sup>	平成 20. 12. 1	002238